

令和4年6月17日
水管理・国土保全局河川環境課

川辺川の流水型ダムの環境配慮レポートに対する 国土交通大臣意見について

本日、川辺川の流水型ダムの環境配慮レポートに対する国土交通大臣意見を、事業者である九州地方整備局に送付しましたのでお知らせします。

1. 環境影響評価の手続き

環境影響評価法第3条の6において、主務大臣は、事業者から計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）の送付を受けたときは、環境大臣の意見を勧告した上で、事業者に対し、配慮書について意見を述べるができることとされています。

川辺川の流水型ダムについては、同法の対象外ですが、同法に基づくものと同等の環境影響評価を実施することとしており、配慮書に相当する「環境配慮レポート」に対する国土交通大臣の意見を述べています。

2. 川辺川の流水型ダムの環境影響評価の経緯

【令和3年5月21日】「新たな流水型ダム」の環境影響評価の実施（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000129.html

【令和4年3月25日】環境配慮レポートの公表（九州地方整備局）

https://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r3/22032504.html

【令和4年5月25日】環境配慮レポートに対する環境大臣意見の提出（環境省）

<https://www.env.go.jp/press/111082.html>

3. 国土交通大臣意見

国土交通大臣意見の内容は別紙のとおりです。

問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

課長補佐 佐藤 希世(内線35-441)

河川環境保全係長 金谷 将志(内線35-444)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8447

FAX 03-5253-1603

川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポートに対する国土交通大臣意見

以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容を方法レポート（仮称）以降の図書において、適切に記載すること。

1. 総論

(1) 関連工事に伴う影響の調査、予測及び評価

今後、本事業においてダム堤体以外の関連工事が計画されることにより、本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続において、関連工事により設置される施設の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の検討

方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続において、ダムの放流設備等の構造、試験湛水方法、ダムの運用方法等に係る具体的な計画をもって、流水型ダムの事業特性を踏まえた環境影響評価を実施し、事業者が設置している「流水型ダム環境保全対策検討委員会」の意見等を参考にしつつ、環境保全上最適な計画となるよう検討すること。

(4) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、工事期間が長期にわたることを含め、地域住民等に対し、環境影響評価手続の進捗に合わせて適切に説明すること。また、本事業の推進に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続を実施すること。

(5) 気候変動による環境影響について

本事業における流水型ダムは、供用期間が長期に及び、今後、気候変動による降水量の変化に伴う流況の変動が生じる可能性があることから、適切にモニタリング計画を検討し、環境への影響の低減に努めること。

2. 各論

(1) 水環境

本事業において計画されている流水型ダムは、従来の貯留型ダムに比べ、流入水と同じ水質や水流を維持しやすいとされているが、試験湛水や洪水調節に伴う貯留、放流など特定の条件下では、濁度、水温の変化等が大きくなる可能性があり、下流域の水環境への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言や他の流水型ダムの事例等も参考にして、本事業に係る個別具体的なシミュレーションを含めた調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえて、ダムの放流設備等の構造、試験湛水方法、ダムの運用方法等を検討し、必

要に応じて環境保全措置を講ずることにより、水環境への影響を極力低減すること。

(2) 動物、植物及び生態系

本事業においては、ダム堤体の存在に伴う水質、底質及び土砂動態の変化や河川の一部区間の流速等の変化、試験湛水及び洪水調節に伴う湛水等により、アユ等の魚類やヤマセミ、カワガラス等の鳥類等、球磨川流域において注目すべき種の生息環境への影響が懸念される。

また、試験湛水及び洪水調節時の湛水に伴い、ニホンコキクガシラコウモリ等のコウモリ類や「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）において絶滅危惧IB類に記載されているツツラセメクラチビゴミムシ等の昆虫類等からなる特殊な洞窟生態系が成立している「九折瀬洞」への影響が懸念される。

さらに、建設工事の実施や試験湛水及び洪水調節時の湛水に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の猛禽類やコナラ群落を中心とした落葉広葉樹の二次林等の植生への影響が懸念される。

このため、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討することにより、これらの動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

特に、ダムの放流設備等の構造、試験湛水方法、ダムの運用方法等に関する詳細な検討に当たっては、これらの動植物の生息・生育場所を十分に把握するとともに、魚類の遡上及び降下が可能なる河川の連続性の確保に留意すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域内には直接河川に触れる活動として川遊び、カヌー、釣りが行われている地点が存在しており、試験湛水や洪水調節時の湛水に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続においては、地域住民の意見及び専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。

(4) 廃棄物等

本事業の実施により廃棄物及び建設発生土が多く発生するおそれがあるため、今後の工事計画の検討に当たっては、廃棄物及び建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物及び建設発生土については、可能な限り再生利用又は有効利用を図るなど、適正な処理を行う計画とすること。